

千葉県こころの健康センター多目的室利用要領

(期間：令和6年10月1日～令和8年3月31日)

1 利用の要件

(1) 対象者

ア 市内の精神障害者団体及び精神保健福祉ボランティア団体等

※市内在住・在勤・在学の精神障害者やその家族が半数以上を占める10名以上の任意団体・サークルまたは精神障害者を対象とする障害福祉サービス事業者

イ 療育センターふれあいの家体育室利用登録者（令和5年度末時点）

(2) 利用人数

140名以内

※スポーツ等のレクリエーションでの使用の際は、事故防止等の安全確保のため、最低2名以上の付き添いをお願いします。

(3) 利用時間

午前（9時～12時）及び午後（13時～17時）の2コマ

※土・日・祝、年末年始除く

※設営・撤去時間含む

(4) 利用料金

無料

(5) 利用手続

<対象者 ア>

初めてご利用される場合は、「団体登録申請書（様式1）」をご提出ください。

<対象者 イ>

「団体登録申請書（様式1）」の提出は不要です。

(6) 予約申込

①予約

空き状況をホームページ等でご確認のうえ、下記へ「施設利用申請書（様式2）」を提出してください。

<対象者 ア> 千葉県こころの健康センター（窓口、メール、FAXにて）

<対象者 イ> 千葉県障害福祉サービス課（電子申請にて）

※公平な利用を図るため、1回の予約受付期間で、3コマ以上の予約申込はご遠慮ください。

②予約受付期間

利用予定日が属する2か月前の1日から10日まで

（受付開始日が休庁日の場合は、翌開庁日。受付終了日が休庁日の場合は、前開庁日。）

③抽選

同一の利用時間に申込が重複した場合は、利用予定日が属する2か月前の12日（休庁日の場合は、翌開庁日）に抽選を行います。

④結果の通知

利用予定日が属する2か月前の15日（休庁日の場合は、翌開庁日）に、利用団体へ予約結果を通知します。

（7）随時申込

予約申込の結果通知日以降、利用予定日の前日まで随時申込を受け付けます。空き状況を、千葉市こころの健康センターへ予め問い合わせのうえ、下記提出先へ「施設利用申請書（様式2）」をご提出ください。

<対象者 ア> 千葉市こころの健康センター（窓口、メール、FAXにて）

<対象者 イ> 千葉市障害福祉サービス課（メールにて、電子申請も可）

2 利用に際してのお願い

- (1) 利用責任者は、使用前、使用後は必ず事務室までご連絡ください。
- (2) 使用時間を厳守してください。
- (3) 準備と後片付けは、使用時間内で行ってください。
- (4) 原則として、用具等は各自でご用意してください。
- (5) 貴重品は、各自の責任で管理してください。
- (6) ゴミ等は、各自でお持ち帰りください。
- (7) 事故等があった場合は、ただちに使用中止し、事務室にご連絡ください。
- (8) 器具等を破損した場合は、ただちに事務室へ報告し判断を仰いでください。
- (9) 通路に荷物等を置いたり、立ち止まったりの会話等をご遠慮ください。
- (10) キャンセルの場合は、必ず千葉市こころの健康センターまでご連絡ください。
- (11) スポーツ等で使用する際は、運動に適した服装・運動靴をご利用ください。
- (12) スポーツ等で使用した後は、床のモップ掛けをしてください。
- (13) 球技等で使用する際は、壁や柱に十分注意することと、付添いの方のサポートをお願いします。
- (14) スポーツ等で利用する際に周囲での見学についても、事故のないようご注意ください。
- (15) 傷害保険には加入しておりませんので必要な場合は各団体でご加入ください。
- (16) 営利を目的とした場合は、ご利用できません。

【問い合わせ】

◇千葉市こころの健康センター 〒261-0003 美浜区高浜 2-1-16 Tel043-204-1582 FAX043-204-1584
e-mail kokoronokenko.HWS@city.chiba.lg.jp

◇千葉市障害福祉サービス課 〒260-8722 中央区千葉港 1-1 Tel043-245-5227 FAX043-245-5630
e-mail shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp